

<b>Title</b>	ドイツ憲法学の日本憲法学への影響：思想史的観点から（共同研究報告：憲法研究）
<b>Author(s)</b>	豊川, 慎
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.19-5 : 13-14
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/refs/modules/xoonips/detail.php?item_id=2354">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/refs/modules/xoonips/detail.php?item_id=2354</a>
<b>Rights</b>	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

**【憲法研究】**  
ドイツ憲法学の日本憲法学への影響  
—思想史的観点から—

2010年2月8日(月)、聖学院本部新館2階集会室において第8回目の憲法研究会が開催され、19名が参加した。今回は筑波大学教授の國分典子氏を講師にお招きし、「ドイツ憲法学の日本憲法学への影響—思想史的観点から—」と題する発題を伺った。以下、発題の概要を記す。

日本国憲法の国家観の根底に契約説的な観点が

あるのではないか、なぜ日本国憲法が契約説を採ったのか、本当に契約説なのか、そしてさらに遡って、近代国家形成期に日本はどのような国家概念を受容したのかという問題提起がまずなされ、日本におけるドイツ国法学の初期の受容とその展開に関して、加藤弘之（1836-1916）をはじめ、穂積八束（1862-1912）、有賀長雄（1860-1921）などの思想が紹介された。

彼らは日本の初期の憲法学を形成していった学者たちであり、彼らの思想、特にその国家思想や憲法思想には進化論の影響が色濃く反映されている。例えば、加藤は『人権新説』（1882年）において進化論の受容に基づく天賦人権批判を展開し、また晩年の『自然と倫理』（1912年）においては「国家は決して左様な人為のものではなくして、矢張単細胞体の衆多の集合から複細胞体の成立すると全く同様な道理で、複細胞体たる吾吾人間の自然的集合で以て成立したものである」（『加藤弘之文書』三卷、同朋舎出版、1990年、523-4頁）と論じたのであった。

國分氏は加藤や穂積の思想における進化論と国家観の関係、またそこにおけるドイツ法実証主義的傾向について論じた後、石田雄氏の議論を紹介しつつ、日本においては「儒教」を通じて進化論が法実証主義の法思想と結び合わされ、進化論の自然科学的性格によって自然法論が淘汰されたのではないか、近代自然法論が受け入れられる余地が少なくなり、それによって契約説が入りにくかったのではないかと指摘された。そして憲法学の分野においては、法実証主義と結びついた進化論の影響は有賀や穂積以後の世代では見られなく

なり、例えば、上杉慎吉（1878-1929）の理論においてヘーゲル的な歴史主義が見られるようになり、美濃部達吉（1873-1948）の国家法人説に対抗するものとして現れるようになったのである。

発題後には活発な質疑応答やコメントがなされ、例えば、國分氏が国家有機体説と法人説とを合わせて国家人格説としていることに対する質疑や、加藤弘之と聖学院初代校長の石川角次郎との関係に関するコメントなど、教えられること多々ある非常に有意義な実り深い研究会の時となった。

（文責：豊川慎 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程）

（2010年2月8日、聖学院本部新館2階）



國分典子 筑波大学教授より「ドイツ憲法学の日本憲法学への影響」と題して発表があった